

宿 泊 約 款

[本約款の適用]

- 第1条
1. 当旅館の締結する宿泊契約及びこれに関する契約は、この約款を定めるところによるものとし、この約款に定められていない事項については、法令または慣習によるものとする。
 2. 当旅館は、前項の規定にかかわらず、この約款の趣旨、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応ずることもあります。

[宿泊引受の拒絶]

第2条 当旅館は次の場合には、宿泊の引受をお断りすることがあります。

- ① 宿泊の申し込みがこの約款によらないものであるとき。
- ② 満室により客室の余裕がないとき。
- ③ 宿泊しようとする者が、宿泊に関し法令の規定又は公の秩序、若しくは善良の風俗に反する恐れがあると判断したとき。
- ④ 宿泊しようとする者が、伝染病であると明らかに認められるとき。
- ⑤ 宿泊に関し特別の負担を求められたとき。
- ⑥ 天災、ストライキ、施設の故障その他やむを得ない理由により宿泊させることができないとき。

[氏名等の明告]

第3条 当旅館は、宿泊日に先立つ宿泊の申込(以下「宿泊予約の申込」という。)をお引受けした場合、期限を定めて、その宿泊予約の申込者に対して次の事項の明告を求めることがあります。

- ① 宿泊者の氏名、住所、連絡先電話番号、国籍、性別、職業など。
- ② その他、当旅館が必要と認めた事項。

[予約金]

- 第4条
1. 当旅館は、宿泊予約の申込をお引受けした場合、期限を定めて、宿泊期間の宿泊料金を限度とする予約金の支払いを求めることがあります。
 2. 前項の予約金が、次条の定める場合に該当するときは、同乗の違約金に充当し、残額があれば返還します。

[予約取消に伴う違約金について]

第5条 1. 当旅館は、宿泊予約の申込者が宿泊予約の全部又は一部を解除したときは、次に掲げるところにより、違約金を徴収させていただきます。

◆宿泊予約に伴う違約取消料・補償料の取扱基準(宿泊基本料金の合計金額に対する率)

取消日	違約取消料
当日(不泊)	100%
前日	50%
5～2日前	30%
予約時から6日前	10%

2. 当旅館は、宿泊者が連絡をしないで宿泊当日の午後6時00分(予定到着時刻が明示されている場合は、当該時刻を2時間経過した時刻)になっても到着しないときは、この宿泊予約は申込者により解除されたものとみなし処理することがあります(不泊)。

3. 前項の規定により解除されたときとみなされた場合で、遅延の責が宿泊予約申込者に帰さない理由(列車・航空機等公共の運輸期間の遅延又は不着など)であると証明されるときは、第1項の違約金はいただきません。

[宿泊予約の解除]

第6条 1. 当旅館は、他に定める場合を除くほか、次の場合には宿泊予約を解除することができます。

① 第2条第3号から第6号までに該当することとなったとき。

② 第3条第1号の事項の明告を求めた場合において、期限までにそれらの事項の明告をされないとき。

2. 当旅館は、前項の規定により宿泊予約を解除した場合は、その予約について既に收受した予約金があれば返還します。

3. 連絡をとることができない場合

[宿泊の登録]

第7条 宿泊者は、宿泊当日当旅館受付において、次の事項を登録しなければならない。

① 第3条第1号の事項

② 外国人にあつては、旅券番号、日本上陸年月日(パスポートのコピー)

③ その他、当旅館が必要と定める事項

[チェックイン時刻]

第 8 条 宿泊者が当旅館を使用していただける時刻は、15 時からとなります。

[チェックアウト時刻]

第 9 条 宿泊者が当旅館の客室及び施設をお空けいただく時刻は、10 時までとなります。

[料金の支払い]

- 第 10 条
1. 料金のお支払いは、日本国通貨・クレジットカード(VISA または MasterCard)で当旅館受付にて行っていただきます。
 2. 宿泊者が客室の使用を開始した後、任意に宿泊しなかった場合においても宿泊料金は徴収します。

[利用規則の厳守]

第 11 条 宿泊者は、当旅館内において、当旅館が定めた利用規約に従っていただきます。

[宿泊継続の拒絶]

- 第 12 条 当旅館は、お引受けした宿泊機関といえども、次の場合には宿泊の継続をお断りします。
- ① 第 2 条第 3 号から第 6 号までに該当することとなったとき。特に、他のお客様への迷惑行為者、当館サービスの提供を妨げる者、悪質な主張・要求(乱暴な行為)をする者、公序良俗に反する行為をする者は、即時退館(違約金として、宿泊料金の全額を徴収します。)
 - ① 第 11 条の利用規則に従わないとき。

[個人情報の取り扱い]

第 13 条 当旅館は、宿泊約款に伴い入手したお客様の個人情報を、個人情報保護方針に基づき適切に取り扱うものとします。

[客室提供ができないときの取り扱い]

第 14 条 当旅館の責に帰すべき理由により宿泊者に客室の提供ができなくなったとき(天災等の困難な場合を除く)は、その宿泊者に他の宿泊施設を斡旋します。

[危険行為・危険物およびペット持ち込みのお断り]

第 15 条 窓の外へ出る行為、緊急時以外の非常口の利用等、危険な行為はしないで下さい。

また、他のお客様に影響(事故・アレルギーショック等)を及ぼす危険物・ペット(動物)の持ち込みは固くお断りしております。

[手荷物または携行品の保管]

第 16 条 宿泊者がチェックアウトした後、手荷物または携行品が置き忘れられている場合は、当旅館は原則として所有者からの照会の連絡を待ちその指示を求めます。所有者からの指示がない場合は、3 ヶ月経過後処分いたします。ただし、飲食物、新聞・雑誌等は即日処分します。

[効力発生日]

第 17 条 本約款は、2023 年 12 月 1 日より有効とします。